

# 電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver.3

～事業所向け～



令和7年(2025年)3月

---

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 目的・背景                      | 3  |
| 1.1 電子申請届出システムの導入目的           | 4  |
| 1.2 電子申請届出システムによる申請・届出のメリット   | 5  |
| 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類 | 6  |
| 2. 電子申請・届出のための事前準備            | 9  |
| 2.1 指定権者の電子申請届出システムの対応状況の確認   | 10 |
| 2.2 GビズIDの取得                  | 11 |
| 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備           | 33 |
| 3. 電子申請・届出                    | 42 |
| 3.1 ログイン～申請・届出                | 43 |
| 3.2 申請・届出結果の確認                | 45 |
| 4. その他                        | 50 |
| 4.1 GビズIDの参考情報                | 51 |

# 1. 目的・背景

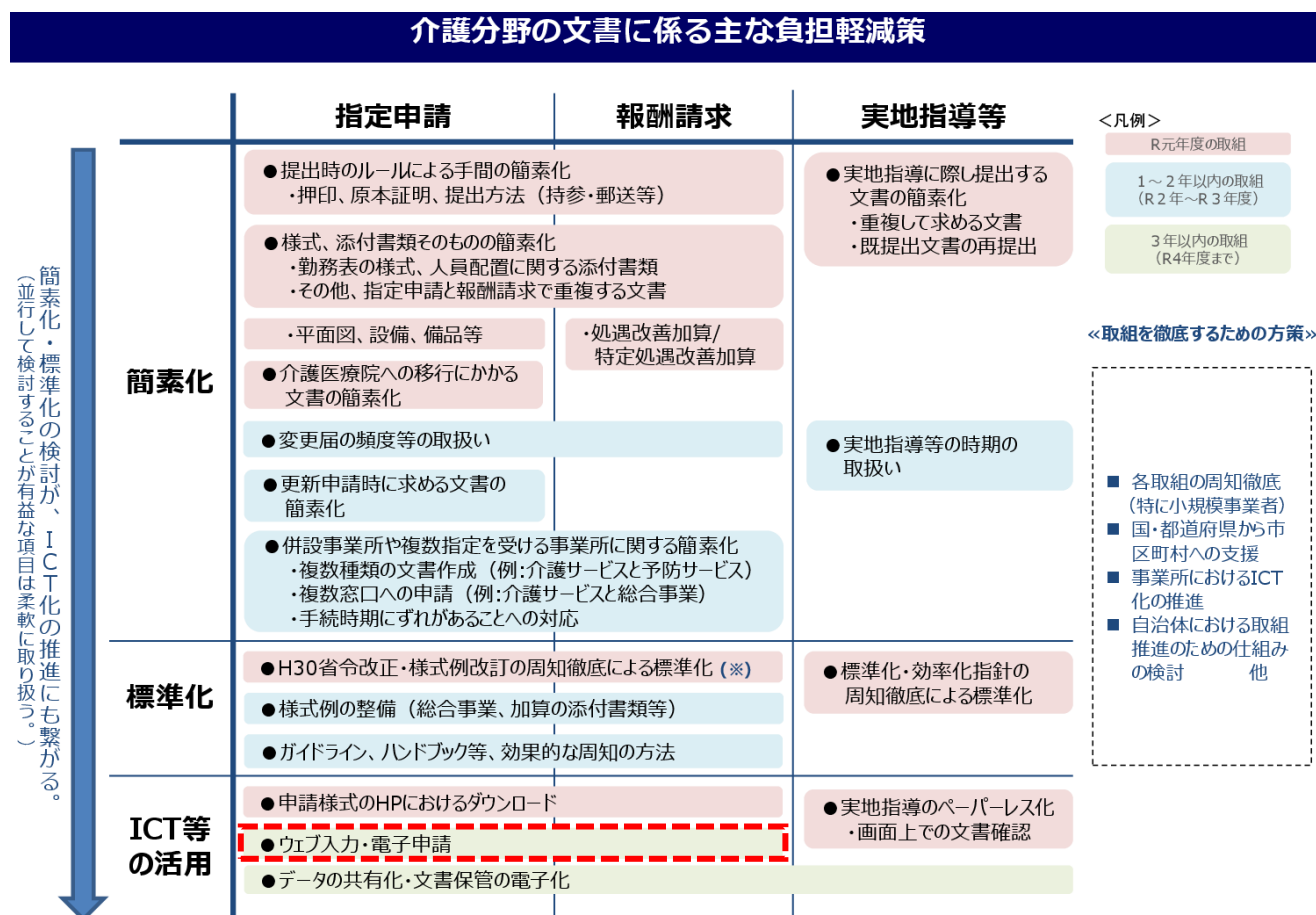
---

- 1.1 電子申請届出システムの導入目的
- 1.2 電子申請届出システムによる申請・届出のメリット
- 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

## 1.1 電子申請届出システムの導入目的

# 電子申請届出システムの目的・背景

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、「ウェブ入力・電子申請」を進めてきました。その「ウェブ入力・電子申請」について、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請が可能な「電子申請届出システム」が令和4年11月から運用開始されています。

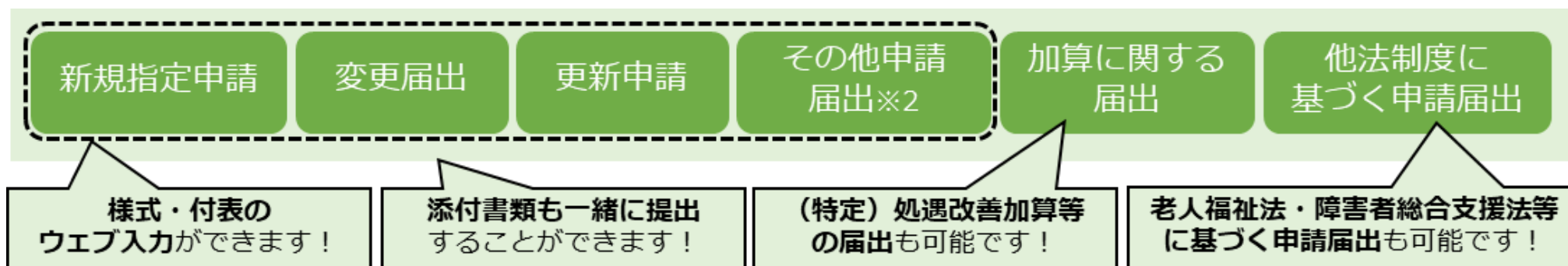


# 電子申請届出システムによる申請・届出のメリット

電子申請届出システムを通じたオンラインによる申請・届出には、以下のメリットがあります。

- 提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます！
- 申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力することができます！
- 添付書類について電子ファイルでの提出が可能のため、複数の申請・届出の際に同じファイルをご活用いただけます！
- 申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能です！

電子申請届出システムより受付可能な電子申請・届出の種類(予定)※1



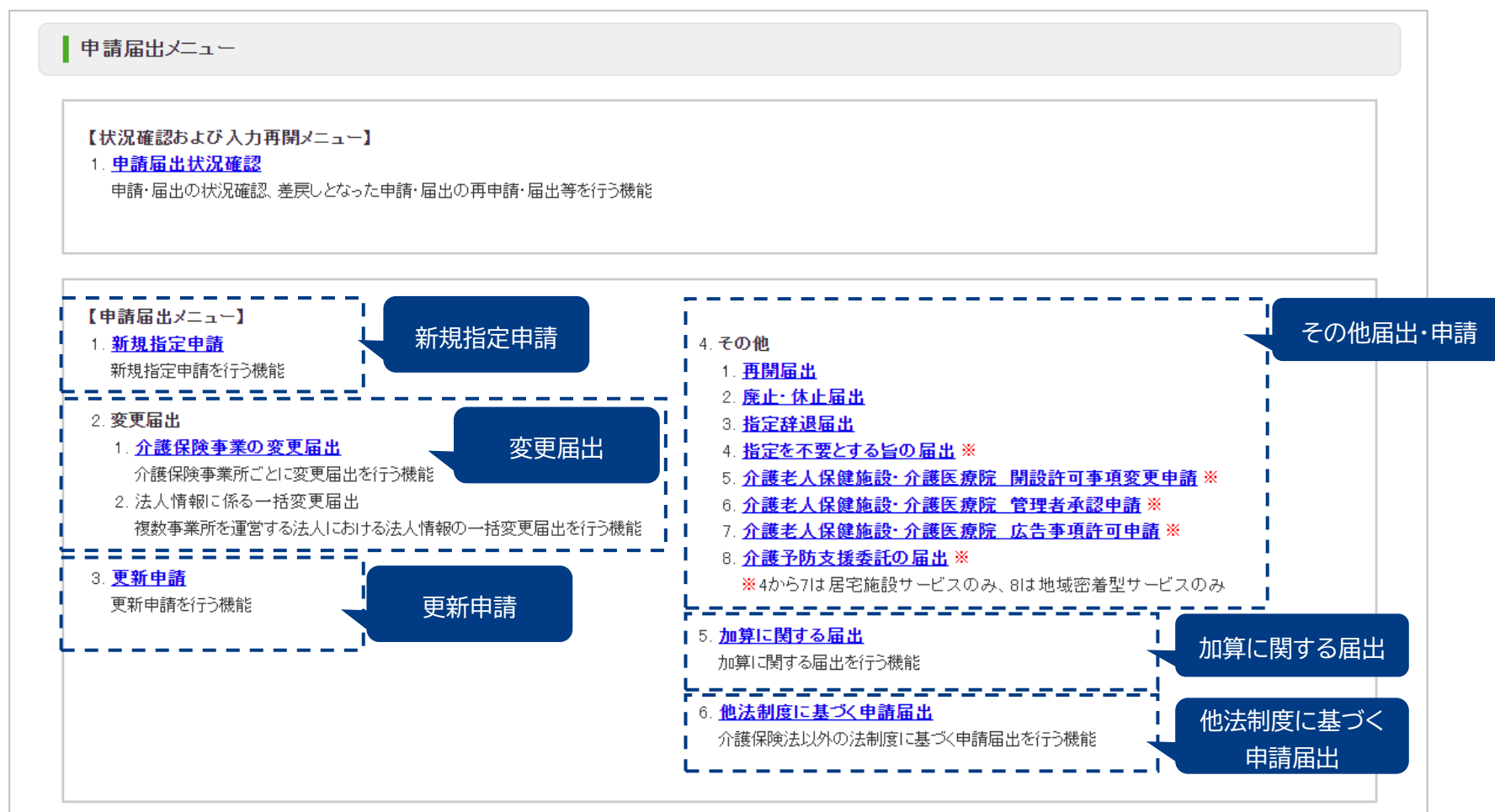
※1: 本システムより実際に受け付ける申請・届出の種類は指定権者にて個別に制限を設ける場合があります。

※2: 「その他申請届出」は、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等を含みます。

## 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

# 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

新規指定申請、変更届出、更新申請、加算に関する届出、他法制度に基づく申請届出などが、本システムによる電子申請・届出の対象範囲です。



出所) 電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日、点線と吹き出しを追加)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

### (参考)各申請届出様式の提出様式

| 分類    | 様式番号  | 様式名                         | 提出形式  |        | 備考                                                       |
|-------|-------|-----------------------------|-------|--------|----------------------------------------------------------|
|       |       |                             | ウェブ入力 | アップロード |                                                          |
| 居宅・施設 | 第1号   | 指定（許可）申請書                   | ○     | －      |                                                          |
|       | 第2号   | 指定を不要とする旨の届出書               | ○     | －      |                                                          |
|       | 第3号   | 変更届出書                       | ○     | －      |                                                          |
|       | 第3号の2 | 再開届出書                       | ○     | －      |                                                          |
|       | 第4号   | 廃止・休止届出書                    | ○     | －      |                                                          |
|       | 第5号   | 指定辞退届出書                     | ○     | －      |                                                          |
|       | 第6号   | 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書  | ○     | －      |                                                          |
|       | 第7号   | 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書     | ○     | －      |                                                          |
|       | 第8号   | 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書    | ○     | －      |                                                          |
|       | 第9号   | 指定介護療養型医療施設指定変更申請書          | －     | －      | 介護療養型医療施設は、2024年3月末までの期限で、新規受付はしていないため、電子申請届出システムの受付対象外。 |
|       | 第10号  | 指定（許可）更新申請書                 | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表1   | 訪問介護                        | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表2   | 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護           | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表3   | 訪問看護・介護予防訪問看護               | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表4   | 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表5   | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導       | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表6   | 通所介護                        | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表7   | 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表8－1 | 短期入所生活介護（単独型）               | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表8－2 | 短期入所生活介護（空床型・特養の併設型）        | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表8－3 | 短期入所生活介護（特養以外の併設型）          | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表9   | 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護       | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表10  | 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表11  | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与           | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表12  | 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売       | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表13  | 介護老人福祉施設                    | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表14  | 介護老人保健施設                    | ○     | －      |                                                          |
|       | 付表15  | 介護医療院                       | ○     | －      |                                                          |
|       | 参考様式1 | 勤務票                         | －     | ○      |                                                          |
|       | 参考様式2 | 平面図                         | －     | ○      |                                                          |
|       | 参考様式3 | 設備・備品等一覧表                   | －     | ○      |                                                          |
|       | 参考様式4 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要    | －     | ○      |                                                          |
|       | 参考様式5 | 受託居宅サービス事業所等                | －     | ○      |                                                          |
|       | 参考様式6 | 誓約書                         | －     | ○      |                                                          |
|       | 参考様式7 | 介護支援専門員一覧                   | －     | ○      |                                                          |
|       | －     | （各指定権者で定める添付書類等の提出物）        | －     | ○      |                                                          |

## 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

# (参考)各申請届出様式の提出様式

| 分類                  | 様式番号  | 様式名                                | 提出形式  |        | 備考                                          |
|---------------------|-------|------------------------------------|-------|--------|---------------------------------------------|
|                     |       |                                    | ウェブ入力 | アップロード |                                             |
| 地域密着型               | 第1号   | 指定（許可）申請書                          | ○     | －      |                                             |
|                     | 第2号   | 変更届出書                              | ○     | －      |                                             |
|                     | 第2号の2 | 再開届出書                              | ○     | －      |                                             |
|                     | 第3号   | 廃止・休止届出書                           | ○     | －      |                                             |
|                     | 第4号   | 指定辞退届出書                            | ○     | －      |                                             |
|                     | 第5号   | 指定（許可）更新申請書                        | ○     | －      |                                             |
|                     | 第6号   | 指定介護予防支援委託（変更）の届出書                 | －     | ○      |                                             |
|                     | 付表1   | 夜間対応型訪問介護                          | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表2－1 | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型） | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表2－2 | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（共用型）     | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表3   | 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護        | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表4   | 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護      | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表5   | 地域密着型特定施設入居者生活介護                   | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表6   | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護               | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表7   | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                   | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表8   | 複合型サービス                            | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表9   | 地域密着型通所介護                          | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表10  | 居宅介護支援事業                           | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表11  | 介護予防支援事業                           | ○     | －      |                                             |
|                     | 参考様式1 | 勤務票                                | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式2 | 管理者経歴書                             | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式3 | 平面図                                | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式4 | 設備・備品等一覧表                          | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式5 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要           | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式6 | 誓約書                                | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式7 | 介護支援専門員一覧                          | －     | ○      |                                             |
|                     | －     | （各指定権者で定める添付書類等の提出物）               | －     | ○      |                                             |
| 基準該当                | 第1号   | 登録申請書                              | ○     | －      |                                             |
|                     | 第2号   | 変更届出書                              | ○     | －      |                                             |
|                     | 第3号   | 再開届出書                              | ○     | －      |                                             |
|                     | 第4号   | 廃止・休止届出書                           | ○     | －      |                                             |
|                     | 第5号   | 登録更新申請書                            | ○     | －      |                                             |
|                     | －     | （付表様式）                             | ○     | －      | 基準該当様式の付表は、提出対象のサービスに応じて、居宅・施設、地域密着の付表を用いる。 |
|                     | －     | （各指定権者で定める添付書類等の提出物）               | －     | ○      |                                             |
| 介護予防・日常生活支援<br>総合事業 | 第1号   | 指定申請書                              | ○     | －      |                                             |
|                     | 第2号   | 変更届出書                              | ○     | －      |                                             |
|                     | 第2号の2 | 再開届出書                              | ○     | －      |                                             |
|                     | 第3号   | 廃止・休止届出書                           | ○     | －      |                                             |
|                     | 第4号   | 指定更新申請書                            | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表1   | 訪問型サービス                            | ○     | －      |                                             |
|                     | 付表2   | 通所型サービス                            | ○     | －      |                                             |
|                     | 参考様式1 | 勤務票                                | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式2 | 平面図                                | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式3 | 設備等一覧表                             | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式4 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要           | －     | ○      |                                             |
|                     | 参考様式5 | 誓約書                                | －     | ○      |                                             |
|                     | －     | （各指定権者で定める添付書類等の提出物）               | －     | ○      |                                             |

## 2. 電子申請・届出のための事前準備

---

- 2.1 指定権者の電子申請届出システムの対応状況の確認
- 2.2 GビズIDの取得
- 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

## 2.1 指定権者の電子申請届出システムの対応状況の確認

# 指定権限別の介護サービスの種類

各自治体の指定権限別に指定を行う介護サービスが異なるため、申請する前に対象サービスの指定権者を確認してください。尚、自治体では権限を委譲している場合があるため、詳細は必ず所在地の都道府県または市町村等のホームページで確認してください。

### 指定権限別の介護サービスの種類

|             | 都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 市町村が指定・監督を行うサービス                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付を行うサービス | <p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○特定福祉用具販売</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> <li>○介護医療院</li> </ul> | <p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul> <p>◎居宅介護支援</p> |
| 予防給付を行うサービス | <p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> <li>○特定介護予防福祉用具販売</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul>                                                                                                                                             | <p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> <p>◎介護予防支援</p>                                                                                                                                                 |

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

13

出所：厚生労働省ホームページ「介護保険制度の概要」「介護保険とは」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000801559.pdf> 閲覧日：令和5年1月11日

## 2.2 GビズIDの取得

# GビズIDのアカウント作成方法

電子申請届出システムをご利用されるためには、GビズIDアカウントの取得が必須です。GビズIDホームページのトップ画面からアカウントを作成してください。電子申請届出システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBizIDプライム」と「gBizIDメンバー」です。（「GビズIDエントリー」はご利用頂けません。）

### GビズIDのアカウント作成画面

The screenshot shows the gBizID homepage. At the top, there is a navigation bar with links for 'ホーム' (Home), 'マニュアル' (Manual), 'ヘルプ' (Help), 'リクエスト' (Request), and a 'ログイン' (Login) button. The main heading is 'gBizID へようこそ。' (Welcome to gBizID). Below this, it states: 'GビズIDで、行政サービスへのログインをラクにする。' (Use gBizID to make logging in to administrative services easy.) and 'GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。' (gBizID is a service that allows logging in to various administrative services with one ID and password.)

Callouts provide specific instructions:

- A callout pointing to the 'ログイン' button says: 'アカウント情報を変更する場合はこちら ※登録情報が確認できます。' (Click here to change account information ※You can confirm the registration information.)
- A callout pointing to the '委任申請' (Delegation Application) button says: '電子申請業務の委任を受けたい場合、委任を行いたい場合はこちら' (Click here if you want to accept or perform delegation for electronic application services.)
- A callout pointing to the 'gBizIDプライム作成' (Create gBizID Prime) button says: 'gBizIDプライムを作成する場合はこちら' (Click here to create gBizID Prime.)
- A callout pointing to the 'gBizIDエントリー作成' (Create gBizID Entry) button says: 'gBizIDエントリーを作成する場合はこちら ※gBizIDエントリー作成後に、gBizIDプライムに変更することもできます。' (Click here to create gBizID Entry ※After creating gBizID Entry, you can also change to gBizID Prime.)

出所) GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

## 2.2 GビズIDの取得

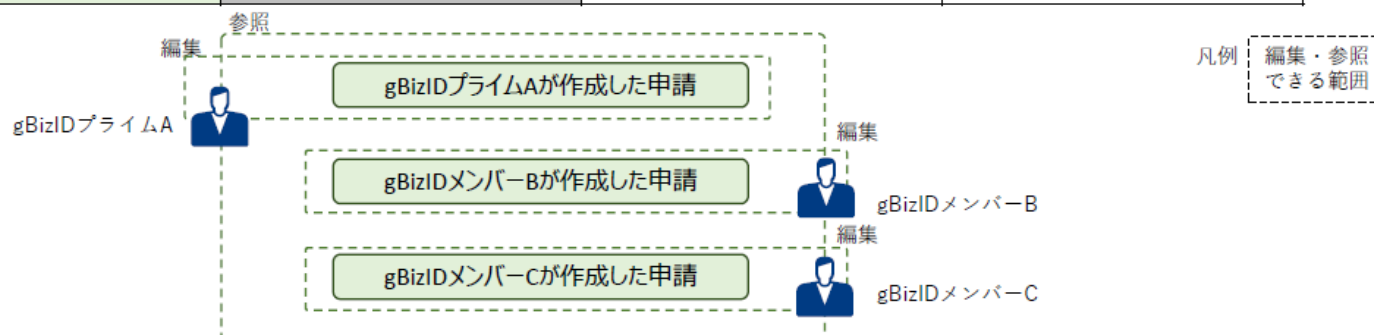
# GビズIDのアカウント作成方法

## 1.電子申請届出システムにおけるGビズIDについて

### 1-2.GビズIDのアカウントごとの違い

GビズIDには次の3種類のアカウントがあります。アカウント種別ごとに申請情報の編集・参照範囲が異なります。

| アカウント種別 | gBizIDエントリー           | gBizIDプライム                                 | gBizIDメンバー                                         |
|---------|-----------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 編集範囲    | ※本システムの利用にあたっては使用しません | 自身が作成した申請を編集できます。                          | 自身が作成した申請を編集できます。                                  |
| 参照範囲    |                       | (同じ法人番号を使用の) 自身及びgBizIDメンバーが作成した申請を参照できます。 | (同じ法人番号を使用の) gBizIDプライム及びgBizIDメンバーが作成した申請を参照できます。 |



#### 注意事項

gBizIDメンバー間で相互編集はできませんが、相互参照は可能です。申請情報共有の場合は、(同じ法人番号を使用の) gBizIDプライムまたはgBizIDメンバーで電子申請届出システムにログインを行い、申請届出状況確認画面よりご確認ください。

4

出所) 電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日: 令和6年9月6日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 1 【事前に】

gBizIDプライムの作成は次のものがが必要です。

① **スマートフォンもしくは携帯電話**  
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。



② **印鑑（登録）証明書と登録印**  
申請書に押印の後、印鑑（登録）証明書と共に運用センターに送付します。



|       |                      |       |
|-------|----------------------|-------|
| 法人    | 印鑑証明書※<br>法務局発行のもの   | 代表者印  |
| 個人事業主 | 印鑑登録証明書<br>市区町村発行のもの | 個人の実印 |

注意：発行日より3ヶ月以内の原本  
※年金基金、健康保険組合の方は印鑑証明書に掲載必須の項目があります。下記ファイルを参照し、作成してください。

【ファイルの掲載場所】

「TOPページ」→「利用者向けマニュアル」ページの【年金基金/健康保険組合向け様式】の下「印鑑証明書フォーマット」

### 2



① GビズIDのTOPページ  
<https://gbiz-id.go.jp>  
の「gBizIDプライムID作成」ボタンを押下します。

## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

3

①アカウントID（メールアドレス）を入力してください。

②入力できたら「次へ」をクリックしてください。

※アカウントID（メールアドレス）の受信設定について  
「support@gbiz-id.go.jp」からのメール、もしくは  
ドメイン『gbiz-id.go.jp』を受信可能な状態にしてください。

## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

4

①メールアドレスを確認します。

②間違いなければ「OK」ボタンをクリックします。

5

①登録したメールアドレスにワンタイムパスワードが届きます。

件名：【GビズID】ワンタイムパスワードの通知

②届いたワンタイムパスワードを入力します。

③「OK」ボタンを押下します。

- ✓ メールに記載されているワンタイムパスワードを30分以内に入力してください。期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。
- ✓ メールが届かない場合、入力いただいたメールアドレスに誤りがある可能性があります。お手数ですが初めからやり直してください。

出所)GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 6-A(1)

#### 法人の場合（個人事業主は6-B参照）

gBizIDプライム申請書作成 基本情報登録

メールアドレス登録 基本情報 利用条件承諾 アカウント作成

確認 資料交付

gBizIDプライムのアカウント利用者は、「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」である必要があります。  
※既にアカウントを所持されている方は、アカウント申請ができませんので、アカウントの所持状況を御確認の上申請をお願いします。  
※不備がある場合、審査に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

事業形態 ☒ 法人 ☐ 個人事業主

基本情報

法人番号  ※法人番号がわからない場合は、国税庁法人番号公表サイトより、ご確認ください。  
13桁の法人番号を入力してください 法人情報取得

法人名/番号  ※印鑑登録証明書の通りに記載してください（法人の方は入力不要です）。  
選択してください

所在地  都道府県  市区町村  町名・ビル名   
※個人事業主の方は、印鑑登録証明書の住所を入力してください（法人の方は入力不要です）。  
※印鑑登録証明書の通りに記載してください（法人の方は入力不要です）。  
※印鑑登録証明書の通りに記載してください（法人の方は入力不要です）。  
※印鑑登録証明書の通りに記載してください（法人の方は入力不要です）。

代表者名  姓  山田  名  太郎

代表者フリガナ  セイ  ヤマダ  メイ  タロウ

代表者生年月日  1970  年  1  月  1  日  
※西暦を入力してください。

次へ

①各項目を入力してください。

※「法人名」、「所在地」は、法人番号を入力し

「法人情報取得」ボタンをクリックすると情報取得できます。

※法人番号が不明な時は「国税庁法人番号公表サイト」  
（法人番号入力欄下のリンク先）で検索できます。

②全ての項目が印鑑証明書の記載と一致していることを確認し、「次へ」をクリックしてください。（法人番号、フリガナを除く）

※印鑑証明書には「法人等番号」が印字されているため、法人番号は桁数が一致しません。また、一部法人においては番号自体が異なる場合があります。

注意：印鑑証明書の記載と異なっている場合は、書類不備とみなされ審査に通りませんので、ご注意ください。

出所)GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編

(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManualPrime.pdf> 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 6-A(2)

①各項目を入力してください。

※「利用者氏名」、「利用者生年月日」は、前頁の基本情報と一致している必要がありますので「基本情報をコピー」をクリックしてください。

※ 連絡先住所と基本情報の住所が同一の場合は「基本情報をコピー」をクリックしてください。  
審査不備となった場合は、こちらの住所へ送付されます。

②入力できたら「次へ」をクリックしてください。

出所)GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編

(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManualPrime.pdf> 閲覧日: 令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.2 GbizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

7

gBizIDプライム申請書作成 アカウント情報登録

メールアドレス登録 基本情報 利用者情報 **アカウント情報**

確認 書類送付

SMS受信電話番号は、GbizID利用時の本人確認（ワンタイムパスワードの通知）に利用いたします。ご本人にてSMSの受信が可能な番号を登録してください。  
利用規約に同意の上、申請書作成ボタンを押下してください。  
※既にアカウントを所持されている方は、アカウント申請ができませんので、アカウントの所持状況を御確認の上申請をお願いいたします。  
※不備がある場合、審査に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

①

**アカウント情報**

アカウントID (メールアドレス) [ ]

SMS受信電話番号 **必須** [ ]

ハイフンなしで入力してください  
※数字のみ入力してください。  
※SMS（ショートメッセージサービス）を受信できる端末（携帯電話、スマートフォン）の電話番号を入力してください。

①SMS受信用電話番号を入力してください。

※ SMS受信用電話番号について  
ショートメッセージサービスを受け取れる、  
携帯番号、スマートフォンの電話番号を  
記載してください。

## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

8

利用規約

(目的)  
第1条 この利用規約(以下「本利用規約」という。)は、デジタル庁(以下「本サービス提供者」という。)が提供するGビズIDサービス(以下「本サービス」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。  
2 本サービスの利用者は、本利用規約に同意した上で、本利用規約の規定を遵守して本サービスを利用するものとします。

☐ 規約に同意する ①

戻る 次へ ②

①規約を確認いただきましたら、チェックボックスにチェックをします。  
②「次へ」ボタンを押下します。

9

事業形態 個人事業主

①

基本情報

法人番号

法人名/屋号 Gビズ商店

所在地 都道府県 東京都  
市区町村 千代田区  
町名番地、ビル名等 霞ヶ関1-3-1

代表者名 地井尾田 太郎

代表者フリカナ シイビズ タロウ

代表者生年月日 1999年12月31日

アカウント利用情報

利用者氏名 地井尾田 太郎

利用者フリカナ シイビズ タロウ

利用者生年月日 1999年12月31日

連絡先郵便番号 1111111

連絡先住所 都道府県 東京都  
市区町村 千代田区  
町名番地等 霞ヶ関1-3-1  
ビル名等

部署名 総務部

SMS受信用電話番号

連絡先電話番号

アカウントID (メールアドレス)

修正 OK ②

①申請内容を確認します。  
②問題なければ「OK」ボタンを押下します。

出所)GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編

(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManualPrime.pdf> 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.2 GbizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

10

申請書作成（情報入力）

申請書作成（情報確認）

書類送付

※申請はまだ完了していません。  
必要書類を送付いただき、審査完了ののち、登録いただいたメールアドレスに連絡いたします。また、審査には一定の期間を要します。

申請書をダウンロードしてください。  
また、申請書は印刷の上、印鑑（登録）証明書の印鑑を押印いただき、印鑑（登録）証明書（一通）とあわせてGbizID運用センターに郵送してください。  
なお、ダウンロードした申請書は大切に保管してください。

申請書ダウンロード ①

- ①「申請書ダウンロード」ボタンを押下します。
- ②表示された申請書を印刷します。



## 2.2 G BizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

11

法人の場合

gBizID プライム 登録申請書

利用規約に同意し、以下の通り登録申請を行います。

ご記入にあたっての注意事項（記載事項に誤りがある場合は、再度申請を行ってください。）  
ご記入の住所は「登録住所」として「登録住所」で申請を行います。（※事業を営まれた申請書は「登録住所」で申請を行います。）  
ご記入の住所は「登録住所」として「登録住所」で申請を行います。（※事業を営まれた申請書は「登録住所」で申請を行います。）

作成日：2019年1月1日

代表者印

①作成日を記入する

②代表者印を押印する

法人名：〇〇〇株式会社

本店所在地：（都道府県）大阪府（市町村）大阪市（郵便番号）〒530-0001 北区堂島〇〇番地

アカウント利用情報（申請内容についてお読みください。平日昼間に連絡のとれる連絡先を記入してください。）

アカウント利用氏名（代表者名）：代表 太郎

生年月日：1994年1月1日

連絡先住所：〒530-0001 大阪府大阪市北区堂島〇〇番地

会社部署名：総務部

連絡先電話番号：0611111111

アカウントID（メールアドレス）：sample@example.jp

連絡先担当情報（アカウント利用氏名と異なる場合は記入してください。）

担当者氏名：田中 花子

電話番号：03-2222-2222

③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は記入します。

個人事業主の場合

gBizID プライム 登録申請書（個人）

利用規約に同意し、以下の通り登録申請を行います。

ご記入にあたっての注意事項（記載事項に誤りがある場合は、再度申請を行ってください。）  
ご記入の住所は「登録住所」として「登録住所」で申請を行います。（※事業を営まれた申請書は「登録住所」で申請を行います。）  
ご記入の住所は「登録住所」として「登録住所」で申請を行います。（※事業を営まれた申請書は「登録住所」で申請を行います。）

作成日：2019年1月1日

個人の実印

①作成日を記入する

②個人の実印を押印する

店号：〇〇〇〇商店

印鑑登録証明書住所：（都道府県）大阪府（市町村）大阪市（郵便番号）〒530-0001 北区堂島〇〇番地

アカウント利用情報（申請内容についてお読みください。平日昼間に連絡のとれる連絡先を記入してください。）

アカウント利用氏名（個人事業主氏名）：代表 太郎

生年月日：1994年1月1日

連絡先住所：〒530-0001 大阪府大阪市北区堂島〇〇番地

部署名：総務部

連絡先電話番号：0611111111

アカウントID（メールアドレス）：sample@example.jp

連絡先担当情報（アカウント利用氏名と異なる場合は記入してください。）

担当者氏名：田中 花子

電話番号：03-2222-2222

③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は記入します。

①「作成日」欄に作成日を手書きで記入します。

②「実印欄」に法人の場合は「印鑑証明書」の代表者印、個人の場合は「印鑑登録証明書」の実印を押印します。

③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は「連絡先担当者情報」欄を記入します。

④原本を下記送付先まで送付します。（申請書類はコピーして保管してください。）

出所)G BizID クイックマニュアル gBizIDプライム編

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

21

## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

- ①「作成日」欄に作成日を手書きで記入します。
- ②「実印欄」に法人の場合は「印鑑証明書」の代表者印、個人の場合は「印鑑登録証明書」の実印を押印します。
- ③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は「連絡先担当者情報」欄を記入します。
- ④原本を下記送付先まで送付します。（申請書類はコピーして保管してください。）

| 種別        | 申請に必要な書類                                                             |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 法人        | ・gBizIDプライム登録申請書(法人)<br>・印鑑証明書 発行日より3ヶ月以内の原本<br>法務局発行のもの コピー不可       |
| 個人<br>事業主 | ・gBizIDプライム登録申請書(個人事業主)<br>・印鑑登録証明書 発行日より3ヶ月以内の原本<br>市区町村発行のもの コピー不可 |

### 【注意】

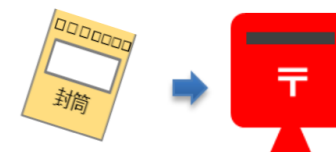
- ・手書き修正された申請書は無効となります。
- ・印刷後、記載内容に誤りがあった場合は、再度申請を行ってください。
- ・送付した申請書類は、審査の結果、申請が却下された場合をのぞき、原則返却は行いません。

### 【送付先】

・〒530-8532 GビズID運用センター宛

### 【送付先に関するご注意とお願い】

- ・郵便番号（個別番号）と宛名のみの記載で届きます。
- ・郵便料金は通常郵便物と同じです。
- ・郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。
- ・宅配業者などのサービスはご利用できません。



出所)GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

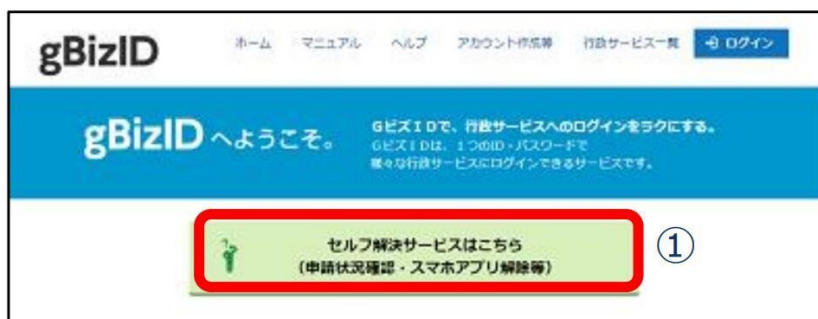
※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.2 GbizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 12 申請書の審査状況が確認できます。



① GbizIDウェブサイトトップページの一番上にある「セルフ解決サービスはこちら（申請状況確認・スマホアプリ解除等）」ボタンを押下します。



② アカウントセルフ解決サービスの「申請状況を知りたい」ボタンを押下します。

## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

13

申請時に入力したアカウントID（メールアドレス）と、代表者の生年月日又はSMS受信用電話番号を使用して検索します。

- ①アカウントID（メールアドレス）を入力します。
- ②入力する項目を選びます
- ③②で選択した項目を入力します。
- ④「確認」ボタンを押下します。

14

- ①申請時に発行された申請書IDが表示されます
- ②審査状況が表示されます

※申請から一定期間過ぎたものは表示されません

| 申請状況                   | 内容                                                  |
|------------------------|-----------------------------------------------------|
| 郵便到着待ちです               | 申請書類受領後、審査開始となります。                                  |
| 現在審査中です                | gBizIDプライム登録申請受付のお知らせメール到着までしばらくお待ちください             |
| gBizIDプライム登録申請が承認されました | gBizIDプライム登録申請受付のお知らせメールが送信されています。<br>※手順15へ進んでください |
| 申請は否認されています            | 書類に不備があり、返送手続きが行われています。不備の内容については到着した書類をご確認ください。    |

出所)GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編

(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManualPrime.pdf> 閲覧日: 令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

15

①申請に不備がなければ、原則2週間以内に、次のメールが到着します。

件名：【GbizID】gBizIDプライム登録申請の受付のお知らせ

メール文

② URL

②メールに記載されているURLをクリックすると、登録したSMS番号にワンタイムパスワードが送付されます。

※メールに記載されている有効期限内にURLをクリックしてください。

16

### ワンタイムパスワード入力

SMSを送信しました。  
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力してください。  
期限内に入力できなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

|                                   |                      |
|-----------------------------------|----------------------|
| アカウントID                           | <input type="text"/> |
| ワンタイムパスワード                        | <input type="text"/> |
| <input type="button" value="OK"/> |                      |

- ①登録したSMS番号にワンタイムパスワードが届きます。
- ②届いたワンタイムパスワードを入力します。
- ③「OK」ボタンを押下します。

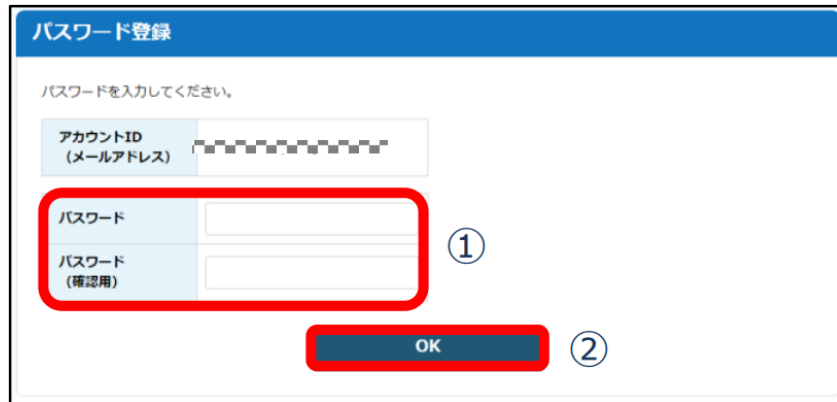
①<SMS例>  
ワンタイム  
パスワード  
123456



# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

17



- ①これから利用するパスワードを設定します。  
「パスワード」および「パスワード（確認用）」  
を入力します。
- ②「OK」ボタンを押下します。

※パスワードポリシーは以下の通りです。

- 半角英数字等で8文字以上
- パスワードの連続間違い10回で、パスワードロックをする
- 使える文字種  
半角英数字、半角スペース、半角記号  
! " # \$ % & ' ( ) \* + , - . / : ; < = > ? @ [ \ ] ^ \_ ` { | } ~
- 単純なパスワードについては、セキュリティの観点から登録できません。

## 2.2 GビズIDの取得

# (参考) gBizIDオンライン申請の件

マイナンバーカードとgBizIDアプリを利用し、書類郵送なしでオンラインでプライムIDの申請が可能になりました。

### GビズIDシステムへのアクセス方法

#### ● GビズID TOPページ

URL : <https://gbiz-id.go.jp>

GビズIDのTOPページは、アカウント作成およびマイページへのログインができます。

The screenshot shows the gBizID homepage with several callouts:

- gBizIDプライムを書類を郵送して作成する場合はこちら**  
gBizIDプライムを書類郵送申請する
- gBizIDプライムをマイナンバーカードを使用してオンラインで作成する場合はこちら**  
gBizIDプライムをオンライン申請する
- アカウント情報を確認する場合はこちら**  
※アカウント管理および登録情報が変更できます。  
ログイン
- gBizIDエントリーを作成する場合はこちら**  
※gBizIDエントリー作成後に、gBizIDプライムに変更することもできます。  
gBizIDエントリーを作成する

出所) GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編(オンライン申請)

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime\\_online.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_online.pdf) 閲覧日: 令和6年9月6日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

### (参考) gBizIDオンライン申請の件

マイナンバーカードとgBizIDアプリを利用し、書類郵送なしでオンラインでプライムIDの申請が可能になりました。

#### ●アカウント登録に必要なもの

GビズIDを利用するには、次のものがが必要です。

| アカウント<br>種別 | メール<br>アドレス<br>(アカウントID) | 操作端末<br>(パソコン) | プリンター              | 印鑑証明書<br>と<br>登録申請書 | マイナンバー<br>カード         | スマートフォン<br>もしくは<br>携帯電話      |
|-------------|--------------------------|----------------|--------------------|---------------------|-----------------------|------------------------------|
| gBizIDエントリー | ○                        | ○              | ×                  | ×                   | ×                     | ×                            |
| gBizIDプライム  | ○                        | ○              | ○<br>※書類郵送<br>申請のみ | ○<br>※書類郵送<br>申請のみ  | ○<br>※オンライン<br>申請のみ   | ○<br>※オンライン申請は<br>GビズIDアプリ必須 |
| gBizIDメンバー  | ○                        | ○              | ×                  | ×                   | ○<br>※アドミン権限<br>利用者のみ | ○                            |

出所) GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編(オンライン申請)

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime\\_online.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_online.pdf) 閲覧日: 令和6年9月6日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

1

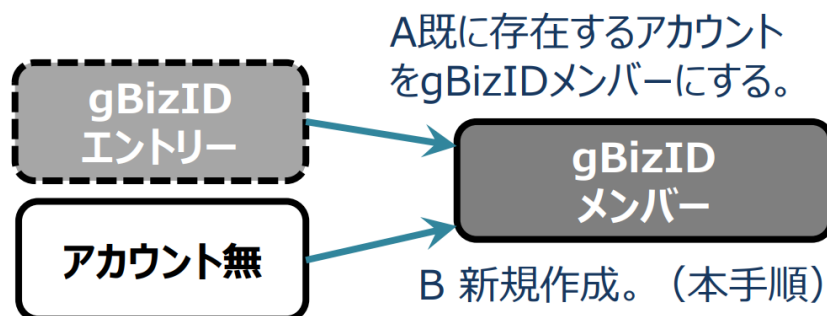
### 【事前に】

gBizIDメンバーの作成は**gBizIDメンバー用のスマートフォンもしくは携帯電話が必要です。**

ワンタイムパスワードをSMSで受信します。



gBizIDメンバーの作成方法は2種類あり、本手順はBの手順です。



2

### gBizIDプライムの操作



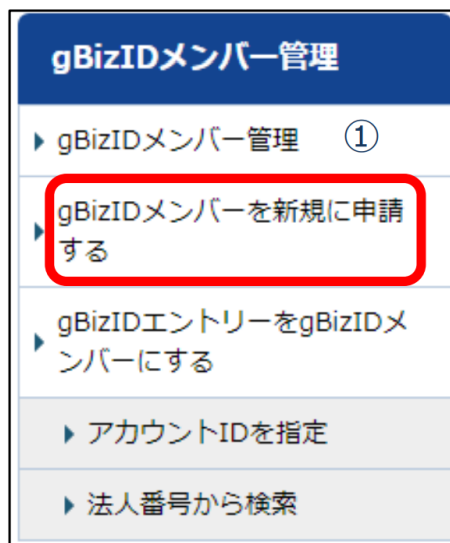
① GbizIDのTOPページ  
<https://gbiz-id.go.jp>  
の「ログイン」ボタンを押下し、ログインします。

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

3

### gBizIDプライムの操作



①左メニューの「gBizIDメンバーを新規に申請する」リンクを押下します。

4

### gBizIDプライムの操作



- ①gBizIDメンバーとして登録するメールアドレスを入力します。
- ②gBizIDメンバーとして登録するSMS番号を入力します。
- ③「登録」ボタンを押下します。

※「既に登録済みです」と表示される場合は、入力したメールアドレスが、既にGbizIDに登録されています。

※アカウントID（メールアドレス）について  
support@gbiz-id.go.jp  
からのメールを受信できるようにしておいてください。

※SMS受信用電話番号について  
ショートメッセージサービスを受け取れる、携帯番号、  
スマートフォンの電話番号を記載してください。  
PHSはご利用いただけません。

## 2.2 GbizIDの取得

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

5

gBizIDプライムの操作

アカウントID  
(メールアドレス)

SMS受信電話番号

①

②

修正

OK

①表示内容を確認します。

②誤りがなければ「OK」ボタンを押下します。  
「OK」ボタンを押下すると、入力したメールアドレスに、メールが送信されます。

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

6

### gBizIDメンバーの操作

件名：【GbizID】アカウント情報登録手続きURLのお知らせ

メール文

① URL

①メールに記載されているURLをクリックすると、次の画面が表示されます。  
※メールに記載されている有効期限内にURLをクリックしてください。

7

### gBizIDメンバーの操作

#### ワンタイムパスワード入力

SMSを送信しました。  
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力してください。  
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

|                                   |                      |
|-----------------------------------|----------------------|
| アカウントID                           | <input type="text"/> |
| ワンタイムパスワード                        | <input type="text"/> |
| <input type="button" value="OK"/> |                      |

①登録したSMS受信用電話番号にワンタイムパスワード（6桁）が送付されます。  
②届いたワンタイムパスワードを入力します。  
③「OK」ボタンを押下します。

①<SMS例>  
ワンタイム  
パスワード  
123456



## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

8

gBizIDメンバーの操作

gBizIDメンバー アカウント利用者情報登録

アカウント情報を登録してください。  
※入力いただいたパスワードは忘れられないようお願いします。

アカウントID  
(メールアドレス) yuzo.kikuchi@ntt.com

①

アカウント利用者情報

利用者氏名

姓

名

利用者氏名フリガナ

セイ

メイ

利用者生年月日

※数字のみ入力してください。

年

月

日

連絡先郵便番号

※数字のみ入力してください。

都道府県

市区町村

町名番地等

ビル名等

郵便名

連絡先電話番号

※数字のみ入力してください。

SMS受信用電話番号

パスワード

パスワード  
(確認用)

登録

②

①各項目を入力してください。  
②「登録」ボタンを押下すると、次画面に遷移します。

9

gBizIDメンバーの操作

アカウント利用者情報

①

利用者氏名

利用者氏名フリガナ

利用者生年月日

2019年1月1日

連絡先郵便番号

1111111

連絡先住所

都道府県

東京都

市区町村

千代田区

町名番地等

ビル名等

部署名

総務部

SMS受信用電話番号

連絡先電話番号

①入力情報を確認します。

## 2.2 G BizIDの取得

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

10

### gBizIDメンバーの操作

- ①規約を確認いただきましたら、チェックボックスにチェックをします。
- ②「OK」ボタンを押下すると、登録が完了し、登録完了のメールがgBizIDプライムのアカウント宛に送信されます。

11

### gBizIDプライムの操作

件名：【G Biz I D】アカウント登録完了のお知らせ

メール文

- ①登録完了のメールがgBizIDプライムに届き、手続きは完了となります。

## 2.2 GビズIDの取得

# (参考) gBizIDメンバー権限設定について

介護事業所がgBizIDメンバーのアカウントを使用する際、gBizIDプライムのアカウントで利用サービスの設定を行う必要がある場合がございます。

### 3. gBizIDメンバーの利用できるサービスを選択する

作成したgBizIDメンバーの利用できるサービスを選択します。  
すべてgBizIDプライムの操作となります。

**gBizIDプライムの操作**

- ① GビズIDのTOPページ  
<https://gbiz-id.go.jp/>  
の「ログイン」ボタンを押下します。
- ② ログイン / Login  
①「アカウントID」を入力します。  
②「パスワード」を入力します。  
③「ログイン」ボタンを押下します。
- ③ ①左メニューの「gBizIDメンバー管理」リンクを押下します。
- ④ ①利用サービスを設定するgBizIDメンバーを選択（リンクを押下）します。

- ⑤ ①「利用可能なサービス一覧」ボタンを押下します。
- ⑥ ①gBizIDメンバーの利用できるサービスを選択します。  
※gBizIDメンバーの利用が許可されていないサービスは、選択しても利用できません。  
②「保存」を押下すると手続きは完了となります。

各サービスの詳細は、画面下のこちらをクリックして確認できます。

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 添付書類(電子ファイル)の準備

電子ファイルで作成する場合、所在地の都道府県や市区町村が定める様式ファイルへ必要事項を入力してください。また登記情報提供サービスの利用も有効です。

紙媒体で作成した書類は、スキャンして電子ファイル(PDF)として保存してください。

### 書類の形式

### 作成方法

#### 電子ファイル

#### 【書類の発行】

- 「申請者の登記事項証明書又は条例等」については、法務省の「登記情報提供サービス」を利用することが有効です。
- 登記情報提供サービスの詳細や使用方法については、以下のホームページや電子申請届出システムのマニュアル(本システムのヘルプ画面からダウンロード可能)を参照してください。  
※登記情報提供サービス:<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

#### 【書類の作成】

- 所在地の都道府県や市区町村が定める様式の電子ファイルをダウンロードし、電子上で必要事項を入力してください。
- 例)勤務形態一覧表

必要事項を電子ファイル上で入力してください。

(参考様式1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 令和 3 ( 2021 ) 年 4 月

【記載例】

| No | (4) 職種    | (5) 勤務形態 | (6) 資格       | (7) 氏名 | (8) |   |   |   |   |   |   |   |     |    |    |    |    |    |
|----|-----------|----------|--------------|--------|-----|---|---|---|---|---|---|---|-----|----|----|----|----|----|
|    |           |          |              |        | 1週目 |   |   |   |   |   |   |   | 2週目 |    |    |    |    |    |
|    |           |          |              |        | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9   | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|    |           |          |              |        | 木   | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金   | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  |
| 1  | 管理者       | A        | —            | 厚労 太郎  | 8   | 8 | 8 |   |   | 8 | 8 | 8 | 8   | 8  |    |    | 8  | 8  |
| 2  | 介護職員      | A        | 介護福祉士        | 〇〇 A郎  | 8   | 8 |   | 8 | 8 | 8 |   | 8 | 8   |    | 8  | 8  | 8  | 8  |
| 3  | サービス提供責任者 | A        | 実務者研修修了者     | 〇〇 B子  |     | 8 | 8 |   | 8 | 8 | 8 |   | 8   | 8  |    | 8  | 8  | 8  |
| 4  | 介護職員      | C        | 介護職員初任者研修修了者 | 〇〇 C子  | 4   | 4 |   |   | 4 | 4 | 4 | 4 | 4   |    |    | 4  | 4  | 4  |

#### 紙媒体

- 紙媒体の書類をコピー機等でスキャンし、電子ファイル(PDF)として保存してください。

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 登記情報提供サービスの利用方法

登記情報提供サービスの利用開始にあたり、管理者IDと初期登録パスワードを取得してください。  
登記情報提供サービスのホームページトップ画面から、法人利用の「利用申込」を選択してください。

出所) 登記情報提供サービス ホームページトップ画面  
(<https://www1.touki.or.jp/gateway.html> 閲覧日: 令和5年3月1日)

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 登記情報提供サービスの利用方法

「一般財団法人 民事法務協会 登記情報提供契約約款」と「個人情報の取扱いについて」の内容を確認し、同意した上で、「登記情報提供サービス法人利用申込書」及び「預金口座振替依頼書」を印刷し、記入押印の上、所定の添付書類とともに送付してください。

### 法人利用申込書類のダウンロード

 [登記情報提供サービス法人利用申込書及び記入例](#)

 [預金口座振替依頼書及び記入例](#)

※申込手順の詳細は、[こちら](#)を御確認ください。

#### <郵送いただく資料>

- (1) 登記情報提供サービス法人利用申込書（「印鑑証明書」と同じ代表者名・同じ本店住所の記入、同じ印の押印）
- (2) 預金口座振替依頼書（口座開設時に代表者名記入の場合には、同肩書き、同代表者名の記入必須）
- (3) 会社・法人等の登記事項証明書（発行から3か月以内の証明書原本）
- (4) 登記所に届出済の会社・法人等の印鑑証明書（発行から3か月以内の証明書原本）

#### <郵送先>

上記（1）から（4）までの書類を以下の宛先まで必ず郵送でお申込ください。

|     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 郵送先 | 〒261-7107                                 |
|     | 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1（ワールドビジネスガーデンマリブイースト7階） |
|     | 一般財団法人民事法務協会登記情報提供第二センター室                 |

### 法人登録完了通知書の受領

申込みを受け付けた後、申込書の「登録完了通知書の宛名」欄に記載された送付先に「登録完了通知書」を封書で郵送いたします（審査・登録事務等に3,4週間程度の期間を要します。）。

なお、登録完了通知書には、管理者IDと初期登録パスワードが記載されていますので、大切に保管・管理してください。

出所) 登記情報提供サービス 法人利用

(<https://www1.touki.or.jp/use/00-04.html> 閲覧日: 令和5年3月1日)

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 登記情報提供サービスの利用方法

登記簿情報提供サービスにログインしてください。ID番号とパスワードが分からない場合は、システムの「※ID・パスワードを忘れてしまった方はこちら」より再度ご確認ください。

登記情報提供サービス

文字サイズ変更 小 中 大 推奨環境 ? 使い方

ログイン

「ID番号」と「パスワード」を入力し、ログインしてください。

ID 番号 :

(例: ZZZZ9999)

パスワード :

☐ パスワードを表示する  
(例: Ab9\$8K72~46Ee5)

ログイン ?

[※ID・パスワードを忘れてしまった方はこちら](#)  
[※パスワードの変更手続はこちら](#)

※セキュリティ保護のため、情報の送受信の際には、暗号化しています。  
※パスワードを連続して6回間違えると、しばらくの間ご利用できなくなります。

i インフォメーション

メンテナンス情報については、[こちら](#)からご確認ください。

◆3月のサービスの利用停止等の予定について、メンテナンス情報に掲載しました

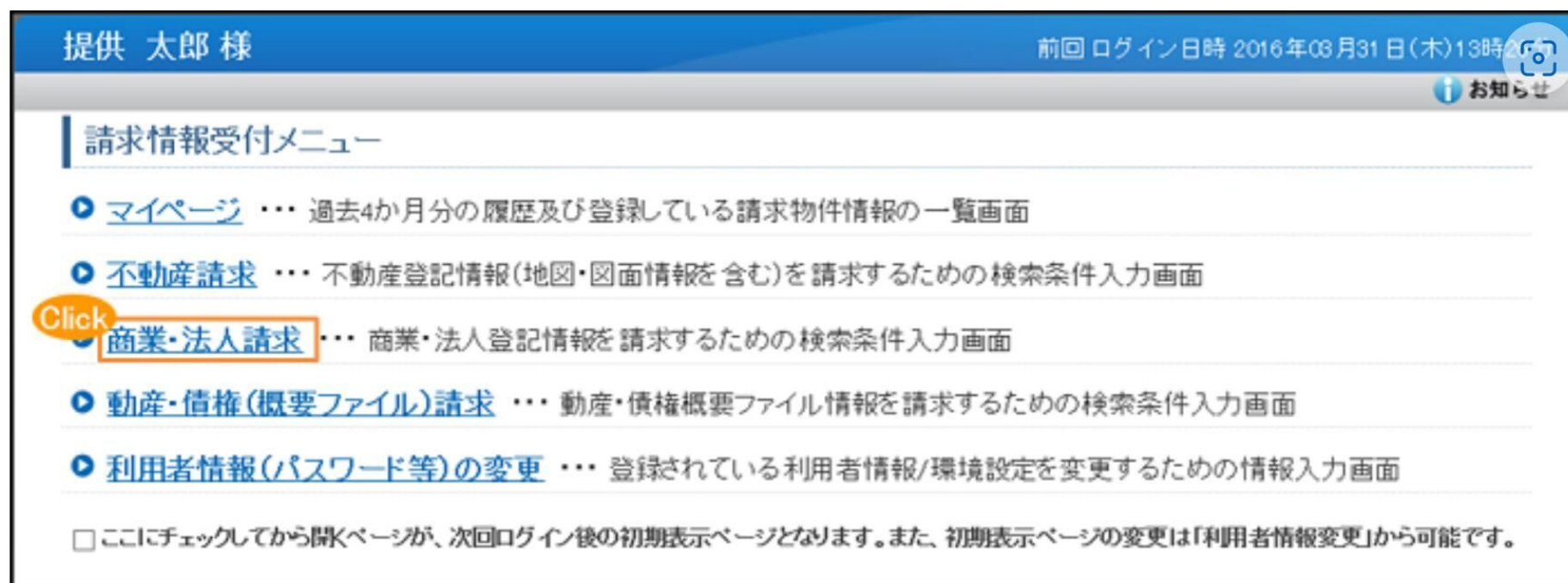
◆ お問い合わせ

当サービスに関するお問い合わせは[こちら](#)をご覧ください。

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 登記情報提供サービスの利用方法

「請求情報受付メニュー」画面で「商業・法人請求」をクリックしてください。



出所) 登記情報提供サービス 商業・法人登記情報請求画面  
(<https://www1.touki.or.jp/operate/03-07.html> 閲覧日: 令和5年3月1日)

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 登記情報提供サービスの利用方法

商業・法人請求の「会社・法人検索」画面に移ります。商号・名称, 会社法人等番号を入力して検索し, 「会社・法人一覧」画面を表示します。

提供 太郎 様 (TALG2022) 前回 ログイン日時 初回ログインです

■ マイページ ■ 照会番号の確認 ■ 利用者情報(パスワード等)の変更 ■ サイトマップ ■ ご意見・ご質問 お知らせ

会社・法人検索 ▶ 会社・法人一覧 ▶ 請求/マイページ

マイページ 不動産請求 商業・法人請求 動産・債権(概要ファイル)請求

### 会社・法人検索

検索条件を入力してください。直接入力は全角で入力してください。

|      |   |                                                                                                 |
|------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 検索方法 | ? | <input checked="" type="radio"/> 商号・名称 <input type="radio"/> ヨミカナ <input type="radio"/> 会社法人等番号 |
| 検索条件 |   | <input checked="" type="radio"/> 前方一致 <input type="radio"/> 部分一致 <input type="radio"/> 完全一致     |

▼ 商号・名称/前方一致 ? 検索条件について

|         |   |                                                                                                                                                                                            |
|---------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区分      | ? | <input checked="" type="radio"/> 商業及び法人 <input type="radio"/> 商業 <input type="radio"/> 法人                                                                                                  |
| 本支店・事務所 | ? | <input checked="" type="radio"/> 市区町村 <input type="radio"/> 都道府県 <input type="radio"/> 全国                                                                                                  |
|         |   | 都道府県 <input type="text"/> 所在選択 <input type="checkbox"/> 直接入力 <input type="text"/>                                                                                                          |
|         |   | <input checked="" type="checkbox"/> 管轄登記所による検索<br>「管轄登記所による検索」チェックを付けることにより指定した市区町村を管轄する登記所に属する市区町村全体を対象に検索します。本検索で対象となるのは内外国会社・法人の本店・支店登録簿です。また、チェックを外している場合、検索で対象となるのは内国会社・法人の本店登録簿のみです。 |
| 商号・名称   |   | 会社法人種別を除いて入力してください。(例:株式会社 法務建設 を検索する場合⇒法務建設)                                                                                                                                              |

クリア ? 検索 ?

出所) 登記情報提供サービス 商業・法人登記情報請求画面  
(<https://www1.touki.or.jp/operate/03-07.html> 閲覧日: 令和5年3月1日)

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 登記情報提供サービスの利用方法

「会社・法人一覧」画面で請求を行う会社・法人を選択し、「請求」ボタンをクリックして請求します。  
請求する際、「照会番号取得」にチェックを入れ、照会番号を取得してください。  
照会番号を記載して申請することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。

提供 太郎 様 (TALG2022) 前回 ログイン日時 初回ログインです

■ マイページ ■ 照会番号の確認 ■ 利用者情報(パスワード等)の変更 ■ サイトマップ ■ ご意見・ご質問

会社・法人検索 ▶ 会社・法人一覧 ▶ 請求/マイページ

### 会社・法人一覧

請求する会社・法人を選択の上、「請求」又は「マイページへ登録」ボタンをクリックしてください。  
支店登録簿については会社法人等番号欄に登記事項証明書に記載されている管理番号が表示されます。なお、支店登録簿の登記事項は、商号、本店の所在場所及び支店(その登記所の管轄区域内にあるもの)の所在場所のみです。また、外国会社については、同じ会社法人等が複数表示される場合がありますので、検索対象を絞るため、日本における営業所のある市区町村を指定して検索してください。

選択件数: 0 件 / 99 件

| <input type="checkbox"/> | No | 種別   | 会社法人等番号      | 商号・名称          | 所在地     | 照会番号<br>通数 | QR<br>コード | 金額(円) |
|--------------------------|----|------|--------------|----------------|---------|------------|-----------|-------|
| <input type="checkbox"/> | 1  | 株式会社 | 010100111111 | 株式会社第一登記情報サービス | 東京都千代田区 | -          | 要         | 0     |
| <input type="checkbox"/> | 2  | 株式会社 | 010200222222 | 株式会社第二登記情報サービス | 東京都千代田区 | -          | 要         | 0     |
| <input type="checkbox"/> | 3  | 株式会社 | 010300333333 | 株式会社第三登記情報サービス | 東京都千代田区 | -          | 要         | 0     |
| <input type="checkbox"/> | 4  | 株式会社 | 010400444444 | 株式会社第四登記情報サービス | 東京都千代田区 | -          | 要         | 0     |
| <input type="checkbox"/> | 5  | 株式会社 | 010500555555 | 株式会社第五登記情報サービス | 東京都千代田区 | -          | 要         | 0     |
| <input type="checkbox"/> | 6  | 株式会社 | 010100666666 | 株式会社第六登記情報サービス | 東京都千代田区 | -          | 要         | 0     |

請求金額合計は、選択したすべての登記情報が提供可能なときの金額であり、  
提供できない登記情報が含まれていた場合、その分の課金はされません。

請求金額合計: 0 円

照会番号 ☐ 照会番号取得

マイページへ登録 請求

照会番号取得にチェックを入れて  
から請求してください。

出所) 登記情報提供サービス 商業・法人登記情報請求画面  
(<https://www1.touki.or.jp/operate/03-07.html> 閲覧日: 令和5年3月1日)

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 登記情報提供サービスの利用方法(介護施設・事業所の場合)

介護施設・事業所は①登記情報提供サービスでダウンロードした照会番号付きのPDFファイル、または照会番号・発行年月日を入力したtxtファイルを、添付書類の登記情報証明書に該当する箇所へアップロードする、または②照会番号・発行年月日を備考欄に入力する形で提出することが可能です。

## 5. こんなときには

### 5-1. こんなときには

#### (2) 登記情報の照会番号を利用したい

また、「登記情報提供サービス」から出力される照会番号付きのPDFファイルを添付することでも提出が可能です。

- 添付ファイルでの提出例

電子申請届出システム

メニュー > 新規/変更申請

申請先選択 > 様式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 居宅施設 添付書類アップロード

● 付表1

| 添付書類                | 参考様式 | アップロードファイル | アップロード日時  | ファイル形式               | コメント欄又は |
|---------------------|------|------------|-----------|----------------------|---------|
| 1 登記事項証明書又は開示等      | 付表1  | ファイルを選択    | 選択されていません | pdf,txt形式            |         |
| 2 従業員の勤務時間及び勤務形態一覧表 | 付表2  | ファイルを選択    | 選択されていません | pdf,excel形式          |         |
| 3 サービス提供責任者の経歴      | 付表3  | ファイルを選択    | 選択されていません | pdf,excel,doc,docx形式 |         |
| 4 平面図1              | 付表4  | ファイルを選択    | 選択されていません | pdf,excel,doc,docx形式 |         |

2022/10/18 15:30 現在の情報です。

照会番号: 0682172882

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。

東京都港区西新橋

|          |                        |               |               |
|----------|------------------------|---------------|---------------|
| 会社法人等番号  |                        |               |               |
| 商号       | 日本コンピュータシステム株式会社       |               |               |
| 本店       | 東京都港区西新橋二丁目3番1号        |               |               |
| 公告をする方   | 官報に掲載する方法により行う。        | 平成28年 5月23日移転 | 平成28年 5月23日登記 |
| 会社成立の年月日 | 昭和55年12月25日            | 平成22年 4月30日変更 | 平成22年 5月12日登録 |
| 目的       | コンピュータソフトウェアの開発およびサービス |               |               |

照会番号がついたPDFファイル

補足事項

○登記事項証明書の提出方法は提出先の指定権者にご確認の上、ご利用ください。

出所) 電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

# 登記情報提供サービスの利用料金(介護施設・事業所の場合)

登記情報提供サービスの利用に際しては、登録利用における登録費用と、照会番号の発行のための利用料金がかかります。

登録利用における登録費用

|           |            |
|-----------|------------|
| 個人(登録)利用  | 300円(273円) |
| 法人(登録)利用  | 740円(673円) |
| 国、地方公共団体等 | 560円(510円) |

※ 登録費用は、お申し込みに対する審査、利用者登録、その他契約の締結に関する事務に要する費用であり、消費税及び地方消費税が含まれています。

※ 登録費用の( )内の料金は、消費税不課税対象者(利用者の住所等が日本国外にある場合に、消費税法の課税対象外となり消費税が課されない方)の登録費用です。

※1

・利用料金は、いずれも協会手数料(11円)を含む1件当たりの利用料金です。協会手数料には、消費税及び地方消費税が含まれています。利用料金から協会手数料を除いた金額は、登記手数料令第12条により国に納入する登記手数料(預り金)です。  
・( )内の料金は、消費税不課税対象者(利用者の住所等が日本国外にある場合に、消費税法の課税対象外となり消費税が課されない方)の利用料金です。  
・利用料金には、利用者の方が使用するパソコン等をインターネットに接続するために必要なプロバイダーの手数料や回線使用料などは含まれておりません。

【追加】

・照会番号は1つの登記情報ごとに発番され、同一物件について最大10個まで同時に取得することができます(請求する照会番号1個につきご利用種別に応じた利用料金相当額がかかります。なお、請求する照会番号が1個の場合は、登記情報1件の確認と同じ利用料金となります。)ので、複数の行政機関等にオンライン申請等をする場合は、その数だけ照会番号を取得してください(既に申請に使用した照会番号は、100日間有効期間内であっても他の申請には使用できません。)

出所)登記情報提供サービス サービス概要

([https://www1.touki.or.jp/service/index.html#service\\_05](https://www1.touki.or.jp/service/index.html#service_05) 閲覧日: 令和6年9月6日)

利用料金

| 提供される情報の名称          | 内容                                          | 利用料金 ※1    |
|---------------------|---------------------------------------------|------------|
| 不動産登記情報 ※2          | 全部事項                                        | 331円(330円) |
|                     | 所有者事項                                       | 141円(140円) |
|                     | 地図                                          | 361円(360円) |
|                     | 図面<br>・土地所在図/地積測量図<br>・地役権図面<br>・建物図面/各階平面図 | 361円(360円) |
| 商業・法人登記情報           | 全部事項                                        | 331円(330円) |
| 動産譲渡登記事項概要ファイル情報 ※3 | 現在事項・閉鎖事項                                   | 141円(140円) |
| 債権譲渡登記事項概要ファイル情報 ※3 | 現在事項・閉鎖事項                                   | 141円(140円) |

## 3. 電子申請・届出

---

- 3.1 ログイン～申請・届出
- 3.2 申請・届出結果の確認

### 3.1 ログイン～申請・届出

## 申請・届出のフロー

電子申請届出システムへログインし、申請内容の入力・登録を行ってください。

必要に応じて、申請・届出の状況を確認することもできます。

新たにGビズIDを発行して申請する場合は、3週間～1か月程度を必要期間の目安としてください。

| 申請・届出のフロー |              |                                                                                                                                                                                               | 必要推定期間                                                                          |
|-----------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| STEP1     | ログイン         | <ul style="list-style-type: none"><li>電子申請届出システムへログインしてください。</li><li>ログインに当たり、GビズIDをご用意ください。発行がまだの方はP.11～のアカウント作成方法をご参照ください。</li><li>初回ログイン時はアカウント登録画面が表示されます。画面の指示に従って、登録を行ってください。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>2週間<br/>※GビズIDを新たに発行する場合</li></ul>        |
| STEP2     | 申請・届出メニューの選択 | <ul style="list-style-type: none"><li>メニュー画面からご利用する申請・届出を選択してください。</li></ul>                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>1週間<br/>※必要な添付書類によって必要期間は異なります。</li></ul> |
| STEP3     | 申請内容の入力・登録   | <ul style="list-style-type: none"><li>申請・届出先や様式・付表の内容を入力してください。</li><li>申請・届出に必要な添付書類をアップロードしてください。<br/>※ P.36の添付書類の準備についてをご参照ください。</li></ul>                                                 |                                                                                 |
| STEP4     | 内容の確認・申請     | <ul style="list-style-type: none"><li>入力・登録した内容に間違いがないか、提出前に確認してください。</li><li>問題ないことを確認したら、申請してください。</li></ul>                                                                                |                                                                                 |
| STEP5     | 申請・届出の状況確認   | <ul style="list-style-type: none"><li>メニュー画面から申請・届出の内容やステータスを確認できます。</li></ul>                                                                                                                | -                                                                               |

# (参考)電子申請届出システム 操作マニュアル

47

# 申請・届出のステータス

提出後、申請・届出のステータスを確認してください。「受付済」の場合は結果通知書が発行されます。「差戻し」「却下」の場合は申請・届出内容を見直すなど、必要な対応を行ってください。

| ステータス       | 説明                                                                                                                                                                    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請(届出)済、未受付 | <ul style="list-style-type: none"><li>申請・届出情報を提出した状態です。</li><li>このステータスの場合、提出の取下げをすることが可能です。</li></ul>                                                                |
| 受付中         | <ul style="list-style-type: none"><li>指定権者が申請・届出情報を受付開始した状態です。</li><li>このステータスの場合、申請・届出情報の取下げはできません。</li></ul>                                                        |
| 受付済         | <ul style="list-style-type: none"><li>指定権者が申請・届出情報を「受付済」にした状態です。</li><li><u>提出した申請・届出情報について問題がない</u>と判断され、一連の処理を終えた状態です。</li><li>電子ファイルあるいは書面で結果通知書が発行されます。</li></ul> |
| 差戻し         | <ul style="list-style-type: none"><li>指定権者が申請・届出情報を「差戻し」にした状態です。</li><li>指定権者のコメントを確認し、<u>提出内容の修正を行ったうえで再申請等の対応を行ってください</u>。</li></ul>                                |
| 却下          | <ul style="list-style-type: none"><li>指定権者が申請・届出情報を「却下」した状態です。</li><li>指定権者のコメントを確認し、<u>必要な対応を行ったうえで、新たに申請・届出を作成して提出してください</u>。</li></ul>                             |

## 3.2 申請・届出結果の確認

# 申請・届出状況の確認方法

電子申請届出システムへログインし、「申請届出状況確認」をクリックしてください。

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. [申請届出状況確認](#)  
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

1. [新規指定申請](#)  
新規指定申請を行う機能

2. [変更届出](#)

1. [介護保険事業の変更届出](#)  
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能

2. [法人情報に係る一括変更届出](#)  
複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能

3. [更新申請](#)  
更新申請を行う機能

4. [その他](#)

1. [再開届出](#)

2. [廃止・休止届出](#)

3. [指定辞退届出](#)

4. [指定を不要とする旨の届出](#) ※

5. [介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請](#) ※

6. [介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請](#) ※

7. [介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請](#) ※

8. [介護予防支援委託の届出](#) ※  
※ 4から7は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ

5. [加算に関する届出](#)  
加算に関する届出を行う機能

6. [他法制度に基づく申請届出](#)  
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

出所) 電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

※ 最新情報は上記ホームページをご確認ください。

49

## 3.2 申請・届出結果の確認

# 申請・届出状況の確認方法

検索条件を入力・選択して「検索する」ボタンをクリックすると該当する申請・届出情報が「検索する」ボタンの直下に表示されます。

申請届出状況確認

申請届出を検索する  
検索条件を指定して、「検索する」ボタンを押してください。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請届出番号    | <input type="text"/>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申請届出期間    | <input type="text"/> ~ <input type="text"/> 記入例: 2021/01/01 ~ 2021/12/31                                                                                                                                                                                 |
| 申請届出先     | <input type="text"/>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 介護保険事業所番号 | <input type="text"/>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業所名      | <input type="text"/>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申請届出者     | <input type="text"/>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申請届出サービス  | <input checked="" type="radio"/> すべて <input type="radio"/> 居宅施設 <input type="radio"/> 地域密着型 <input type="radio"/> 基準該当                                                                                                                                   |
| 申請届出ステータス | <input checked="" type="checkbox"/> 一時保存 <input checked="" type="checkbox"/> 申請(届出)済、未受付 <input checked="" type="checkbox"/> 受付中 <input checked="" type="checkbox"/> 受付済 <input checked="" type="checkbox"/> 審議中 <input checked="" type="checkbox"/> 却下  |
| 申請届出種別    | <input checked="" type="checkbox"/> 新規指定申請 <input checked="" type="checkbox"/> 変更届出 <input checked="" type="checkbox"/> 更新申請 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 加算届出 <input checked="" type="checkbox"/> 他法制度届出 |

検索する

「検索する」ボタンをクリックすることで申請・届出が表示されます。

表示件数: 50件 ▾ 並び替え: 申請日 ▾ 昇順 降順

| No | 申請届出番号 | 申請届出先 | 事業所名  | 申請届出者 | 申請届出種別 | 申請届出サービス       | 申請届出日 | 申請届出完了日 | 申請届出ステータス<br>申請再開<br>取下げ | 申請届出詳細     |
|----|--------|-------|-------|-------|--------|----------------|-------|---------|--------------------------|------------|
| 1  | *****  | 札幌市   | ***** | -     | 新規指定申請 | 訪問介護<br>訪問入浴介護 | -     | -       | 一時保存<br>再開<br>取下げ        | 申請届出<br>詳細 |

出所) 電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

※本システムにログインする際に使用したGビズIDアカウントの種類が「gBizIDプライム」の場合には、配下の「gBizIDメンバー」が作成した申請・届出情報も表示されます。

## 3.2 申請・届出結果の確認

# 申請・届出状況の確認方法

「申請届出ステータス」の欄で、申請・届出のステータスと対応事項を確認してください。

- 「一時保存」ステータス:「再開」ボタンをクリックすることで申請・届出入力の再開が行えます。

|   |       |     |     |     |     |                   |                      |   |                   |            |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|-------------------|----------------------|---|-------------------|------------|
| 1 | ***** | *** | *** | *** | その他 | 介護老人保健施設<br>介護医療院 | ****/**/**<br>**:*:* | - | 一時保存<br>再開<br>取下げ | 申請届出<br>詳細 |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|-------------------|----------------------|---|-------------------|------------|

- 「申請(届出)済、未受付」ステータス:「取下げ」ボタンをクリックすることで一時保存状態となり、申請・届出情報の内容を修正することができます。

|   |       |     |     |     |     |          |                      |   |                              |            |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|----------|----------------------|---|------------------------------|------------|
| 5 | ***** | *** | *** | *** | その他 | 介護老人保健施設 | ****/**/**<br>**:*:* | - | 申請(届出)済、未受<br>付<br>再開<br>取下げ | 申請届出<br>詳細 |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|----------|----------------------|---|------------------------------|------------|

- 「受付中」ステータス:「受付中」の間に介護施設・事業所で行えるのは、「申請届出詳細」での内容の確認のみとなります。

|   |       |     |     |     |        |      |                      |   |                  |            |
|---|-------|-----|-----|-----|--------|------|----------------------|---|------------------|------------|
| 2 | ***** | *** | *** | *** | 新規指定申請 | 訪問介護 | ****/**/**<br>**:*:* | - | 受付中<br>再開<br>取下げ | 申請届出<br>詳細 |
|---|-------|-----|-----|-----|--------|------|----------------------|---|------------------|------------|

出所)電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 3.2 申請・届出結果の確認

# 申請・届出状況の確認方法

「申請届出ステータス」の欄で、申請・届出のステータスと対応事項を確認してください。

- 「差戻し」ステータス:再申請を行う場合は、「再申請」ボタンをクリックして、「申請・届出先の選択」画面に遷移し作業を行います。

|   |       |     |     |     |        |      |                       |              |                   |            |
|---|-------|-----|-----|-----|--------|------|-----------------------|--------------|-------------------|------------|
| 4 | ***** | *** | *** | *** | 新規指定申請 | 訪問看護 | ****/**/****<br>***** | ****/**/**** | 差戻し<br>再申請<br>取下げ | 申請届出<br>詳細 |
|---|-------|-----|-----|-----|--------|------|-----------------------|--------------|-------------------|------------|

- 「受付済」ステータス:申請・届出情報を指定権者が確認した結果、申請届出内容が問題ないと判断された状態となります。

|   |       |     |     |     |        |      |                       |              |                  |            |
|---|-------|-----|-----|-----|--------|------|-----------------------|--------------|------------------|------------|
| 3 | ***** | *** | *** | *** | 新規指定申請 | 訪問介護 | ****/**/****<br>***** | ****/**/**** | 受付済<br>再開<br>取下げ | 申請届出<br>詳細 |
|---|-------|-----|-----|-----|--------|------|-----------------------|--------------|------------------|------------|

- 「却下」ステータス:「却下」となった申請・届出情報は再申請することはできません。必要な対応を行ったうえで、新たに申請・届出を作成して提出してください。

|   |       |     |     |     |     |             |                       |              |                 |            |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----------------------|--------------|-----------------|------------|
| 6 | ***** | *** | *** | *** | その他 | 通所リハビリテーション | ****/**/****<br>***** | ****/**/**** | 却下<br>再開<br>取下げ | 申請届出<br>詳細 |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----------------------|--------------|-----------------|------------|

出所) 電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 4. その他

---

- 4.1 G-Biz IDの参考情報

# 法人変更等の取り扱い

## 2. G BizIDに関連するよくある質問

※G BizIDに関する対応や操作方法是、G BizIDのマニュアルやヘルプ等をご参照ください。

**Q** 法人の代表者が変更になり、gBizIDプライムが変更になりました。どうすればよいですか？

**A** 新規にgBizIDプライムを作成し、旧gBizIDプライムからアカウント情報（gBizIDメンバーアカウント等）を承継します。電子申請届出システムでは初回ログイン時と同様にユーザ情報を再設定します。

| G BizIDの対応                                                                                 | 電子申請届出システムでの対応               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| ①新gBizIDプライムを新規作成する<br>②旧gBizIDプライムから新gBizIDプライムへアカウント情報を継承する<br>③旧gBizIDプライムを削除又は継承時無効化する | ④新プライムIDにて初回ログイン時にユーザ情報を設定する |

**Q** gBizIDアカウントの登録情報が変更になりました。どうすればいいですか？

**A** gBizIDプライム及びgBizIDメンバーのいずれの場合でも、gBizIDのアカウント情報を変更してください。電子申請届出システムのユーザ情報変更画面にてユーザ情報を変更してください。

| G BizIDの対応    | 電子申請届出システムでの対応 |
|---------------|----------------|
| ①アカウント情報を変更する | ②ユーザ情報を変更する    |

# 法人変更等の取り扱い

## 2. GビズIDに関連するよくある質問

**Q** 組織編成や担当見直しによって、申請担当者が変わりました。前担当者のgBizIDメンバーで作成した申請情報を新担当者のgBizIDメンバーで参照できるようにしたいのですが可能ですか。

**A** (同じ法人番号を使用の) gBizIDメンバー間での相互参照は可能です。新担当者のgBizIDメンバーで電子申請届出システムにログインを行い、申請届出状況確認画面より、前担当者が作成した申請情報を参照することができます。

**Q** 法人が統合しました。どうすればよいですか？

**A** 統合先法人(同じ法人番号を使用)では、特に作業はありません。  
統合元法人(異なる法人番号を使用)では、必要に応じてGビズIDからの退会(アカウント削除)の作業を行います。電子申請届出システムでの手続きは不要です。統合元法人の申請情報は、gBizIDプライムの削除に伴い、参照できなくなるのでご注意ください。なお、GビズIDのアカウント削除する際は電子申請届出システムでの利用がないかご確認の上、実施してください。

また、GビズIDの変更対応の後に、別途、法人統合に伴う指定申請等を実施していただく必要があります。

|       | GビズIDの対応              | 電子申請届出システムでの対応 |
|-------|-----------------------|----------------|
| 統合先法人 | —                     | —              |
| 統合元法人 | ①(必要に応じて)アカウントを削除します。 | —              |

# 法人変更等の取り扱い

## 2. GビズIDに関連するよくある質問

**Q** 法人が分割しました。どうすればよいですか？

**A** 分割元法人（同じ法人番号を使用）では、特に作業はありません。  
分割先法人（新たな法人番号を使用）では、新規利用と同様の方法です。新規にgBizIDプライムの上、電子申請届出システムで利用開始の設定を行ってください。  
また、GビズIDの変更対応の後に、別途、法人分割に伴う変更届出等を実施していただく必要があります。

|       | GビズIDの対応             | 電子申請届出システムでの対応 |
|-------|----------------------|----------------|
| 分割先法人 | —                    | —              |
| 分割先法人 | ①gBizIDプライムを新規に作成する。 | ②利用開始の設定を行う。   |

**Q** 法人が廃止になりました。どうすればよいですか？

**A** 必要に応じてGビズIDからの退会（アカウント削除）の作業を行います。電子申請届出システムでの手続きは不要です。申請情報は、gBizIDプライムの削除に伴い、参照できなくなるのでご注意ください。なお、GビズIDのアカウントを削除する際は電子申請届出システムでの利用がないかご確認の上、実施してください。  
また、GビズIDの変更対応の前に、別途、法人廃止に伴う廃止・休止届出等を実施していただく必要があります。

| GビズIDの対応              | 電子申請届出システムでの対応 |
|-----------------------|----------------|
| ①(必要に応じて)アカウントを削除します。 | —              |

